

広島県告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にした。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

安芸郡熊野町字飛子一四五八の三〇、字嵩山三〇八六の四九、三〇八六の五〇、三〇八六の五六、三〇八六の五八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字飛子一四五八の三〇・字嵩山三〇八六の四九・三〇八六の五〇・三〇八六の五
六・三〇八六の五八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森
林保全課及び熊野町役場に備え置いて縦覧に供する。)